

岐阜県公報

第二千八百九十七号
平成二十九年十一月十四日

(火曜日)

目次

告示

- 辞令書その他任免に関する書類に使用する知事印の改刻 (人事課) 六六五
- 岐阜県職員証に使用する知事印の改刻 (同) 六六五
- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (治山課) 六六六
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (同) 六六六
- 道路の供用開始 (道路維持課) 六六七
- 保安林の指定施行要件の変更 (飛騨農林事務所) 六六七

公示

- 電子メール等グループウェアシステムの構築及び賃貸借・運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告
- 争議行為の通知の公表 (情報企画課) 六六七
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (労働雇用課) 六六八
- 公共測量の実施 (商業・金融課) 六六八
- (用地課) 六六九

告示

岐阜県告示第五百八号

現在使用中の辞令書その他任免に関する書類に使用する知事印は、摩滅し、その印影が不鮮明となったので、次のとおり改刻し、平成二十九年十二月一日から使用する。

なお、辞令書その他任免に関する書類に使用する知事印に関する告示(昭和三十四年岐阜県告示第二百五十七号)は、平成二十九年十一月三十日限り廃止する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書体 やまと古字
大きさ 二十五ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県総務部人事課長

岐阜県告示第五百九号

現在使用中の岐阜県職員服務規程(昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号)第五条の規定により交付する職員証に使用する知事印は、摩滅し、その印影が不鮮明となったので、次のとおり改刻し、平成二十九年十二月一日から使用する。

なお、岐阜県職員証に使用する知事印に関する告示（昭和五十一年岐阜県告示第四百七号）は、平成二十九年十一月三十日限り廃止する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 印影



書体 やまと古字
大きさ 十八ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県総務部人事課長

岐阜県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

高山市清見町上小鳥字スクジラ九五八（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬中切字見広一〇〇四の二、一〇〇七の二、一〇三三（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町大ケ洞字向林七六一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
南濃線	関ヶ原線	養老郡養老町石畑字河戸一五 二〇番一地从先から 同郡同町同字関鎮一一 二八番一地从先まで	三三・一〇	平成 二五・二・一四	平成 二六・二・一四

岐阜県告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市朝日町胡桃島字太郎洞四二の二から四二の七まで

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

電子メール等グループウェアシステムの構築及び賃貸借・運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

電子メール等グループウェアシステムの構築及び賃貸借・運用保守業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十九年十一月十四日
岐阜県庁 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量

電子メール等グループウェアシステムの構築及び貸借・運用保守業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成29年12月8日(金)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市数田南二丁目1番1号
岐阜県総務部情報企画課情報システム係

電話 058 272 1111 (内線2279)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成29年11月14日(火)から平成29年12月1日(金)までの毎日(県
の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Construction, lease, maintenance, and administration of the groupware

system for business use

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 14 November 2017 through

1 December 2017 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the
materials for comment: 5:00 p.m., 8 December 2017

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00
p.m., 8 December 2017.)

(4) For further information, please contact:

Information Policy Planning Division,
Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2279

争議行為の通知の公表

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、岐
阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行っ
た旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第
十条の四第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十九年十一月十六日午前八時三十分以降同年十二月末日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院(所在地岐阜市)‘すこやか診療所(同)‘華陽診療所(同)‘じぶぞう
診療所(所在地大垣市)及びこがねだ診療所(所在地関市)の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き、争議行為を実施する。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書
の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年十一月十四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金
融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
じぶぞう可茂店

可児市下恵土字古川一九五四番地一 外
二 意見の概要

可児市長の意見

・騒音、振動の対策について

・光害について

・周辺への影響について

・景観について

(届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方務局

二 作業種類

公共測量(地図作成)

三 作業期間

平成二十九年十一月一日から

平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

各務原市

平成二十九年十一月十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社